

福島県生活交通対策協議会設置要綱

(目的及び名称)

第1条 福島県における生活交通の確保方策等について協議・調整するため、福島県生活交通対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議・調整を行う。

- (1) 乗合バスの路線退出等に伴う生活交通の確保方策に関する事項
- (2) その他生活交通の確保について必要な事項

(委員)

第3条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって構成する。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、会長には福島県生活環境部長、副会長には国土交通省東北運輸局福島運輸支局長をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会議を主宰する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは、その職務を代理する。

(開催)

第5条 協議会は、会長が招集する。

(地方協議会)

第6条 福島県地方振興局の所管区域ごとに地方協議会を設置する。

- 2 地方協議会は、別表2に掲げる委員をもって構成する。
- 3 地方協議会に会長及び副会長を置き、会長には福島県地方振興局長、副会長には国土交通省東北運輸局福島運輸支局首席運輸企画専門官をもって充てる。
- 4 地方協議会で協議する事項は、協議会が定める。
- 5 第4条第2項及び第3項並びに前条の規定は、地方協議会に準用する。
- 6 協議会は、その定めるところにより、地方協議会の協議結果をもって協議会の協議結果とすることができる。

(地域公共交通会議)

第7条 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第9条の2に規定する地域公共交通会議について、協議会は、その定めるところにより協議会の分科会とすることができる。

- 2 協議会は、前項の規定にかかわらず、地域公共交通会議の協議結果を最大限尊重し、第2条に掲げる事項について協議・調整を行うものとする。

(意見聴取)

第8条 協議会及び地方協議会は、会長が必要であると認める場合は、利用者団体の代表その他関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、福島県生活環境部生活交通課に置く。

- 2 地方協議会の事務局は、福島県地方振興局に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年2月20日から施行する。
- 2 「福島県地方バス対策協議会設置要綱」(昭和54年10月31日)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成14年2月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年6月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年8月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年9月2日から施行する。

別表 1

<ul style="list-style-type: none">・国土交通省東北運輸局福島運輸支局長・福島県生活環境部長・市町村長 福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、南会津町、北塩原村、富岡町・公益社団法人福島県バス協会長・バス会社代表取締役 福島交通株式会社、会津乗合自動車株式会社、新常磐交通株式会社、ジェイアールバス東北株式会社、ジェイアールバス関東株式会社、磐梯東都バス株式会社、東北アクセス株式会社・福島県高等学校PTA連合会長・福島県商工会女性部連合会長・日本労働組合総連合会福島県連合会事務局長・その他協議会の会長が必要と認める者
--

別表 2

<ul style="list-style-type: none">・国土交通省東北運輸局福島運輸支局首席運輸企画専門官・福島県地方振興局長・福島県生活環境部生活交通課長・関係市町村バス担当課長・関係バス事業者・その他地方協議会の会長が必要と認める者
--